

# 第1章 計画の背景・役割等

## 1 背景

島根県においては、昭和60年に総人口のうち65歳以上が占める割合（以下「高齢化率」という。）が15%に達し、いち早く高齢社会の到来を迎え、その後も急速に進む高齢化への対応が重要な課題となっています。

平成20年3月に策定した島根総合発展計画では、基本目標の一つに『安心して暮らせるしまね』を掲げ、県民誰もが、生涯にわたり安心して生活を送ることができる社会の構築を目指しています。

また、高齢者の住まいに係る施策の実施にあたっては、平成19年3月に策定した『島根県住生活基本計画（第3次島根県住宅マスタープラン）』において、「高齢者等が住みやすい住まいづくり」を基本施策の一つに位置づけ、住宅のバリアフリー化の推進や高齢者の居住に配慮した賃貸住宅の供給等、必要な住宅施策を講じてきました。

一方、全国的な高齢化の進展を踏まえ、平成13年6月に良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給に関する措置等を定めた『高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者住まい法」という。）』が制定され、これに基づき高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の整備・供給が行われてきました。

また、団塊の世代が高齢者の仲間入りをする2015年を見据え、高齢者数の大幅な増加に伴う単身・夫婦のみ高齢者世帯や要介護等高齢者の増加に対応するため、平成21年5月に高齢者住まい法が国土交通省の専管から厚生労働省との共管になり、住宅施策と福祉施策が連携した高齢者の居住の安定の確保に向けた取り組みが行われることとなりました。

さらに、平成23年4月の同法の改正により、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の制度を一本化し、新たに、介護・医療と連携した高齢者を支援するサービスが提供される賃貸住宅の供給を図るため、「サービス付き高齢者向け住宅」の制度が創設されたところです。

本県の高齢化率は、平成22年に29.1%に達し、さらに高齢者の半数以上を後期高齢者が占めていることから、今後本格化する高齢社会において高齢者の居住の安定を確保するためには、住宅施策と福祉施策がより密接に連携して取り組む必要があります。

今年度、本県の住宅施策の基本指針である島根県住生活基本計画（第3次島根県住宅マスタープラン）を見直し、新たに第2次島根県住生活基本計画（島根県住宅マスタープラン）を策定するとともに、今後3年間の老人ホームの利用見込者数、その他の老人福祉事業の量の目標及び介護給付等のサービス量の見込みを定めた第5期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画を策定しました。

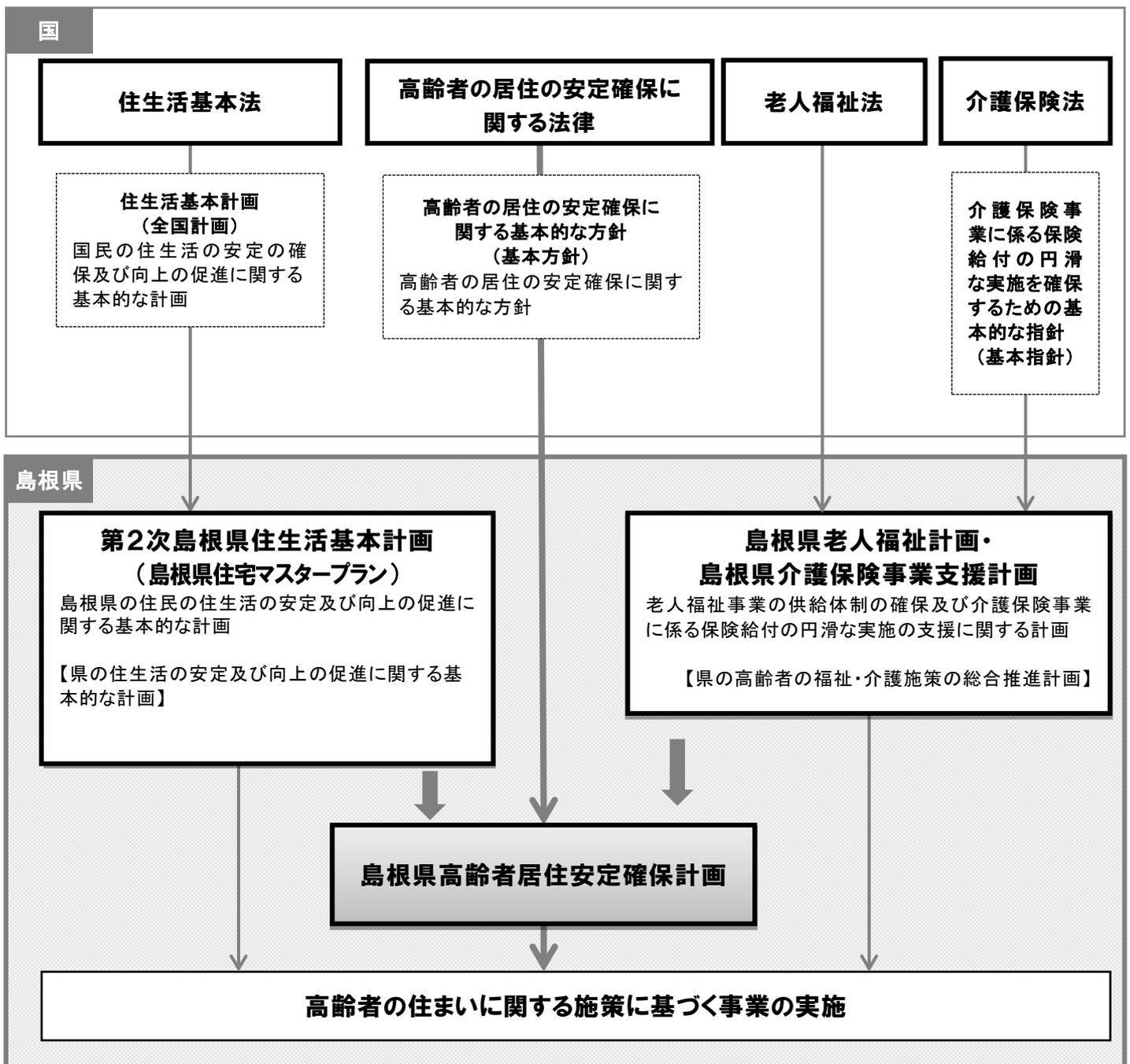
この両計画の策定を受けて、高齢者の住まいに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「島根県高齢者居住安定確保計画」を策定します。

## 2 計画の役割と位置づけ

計画の役割は次のとおりであり、その位置付けは下図に示すとおりです。

- この計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項に規定する島根県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画です。
- この計画は、住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームの供給及びその促進に必要な事項等、高齢者の住まいに関し必要な施策を定めるものです。

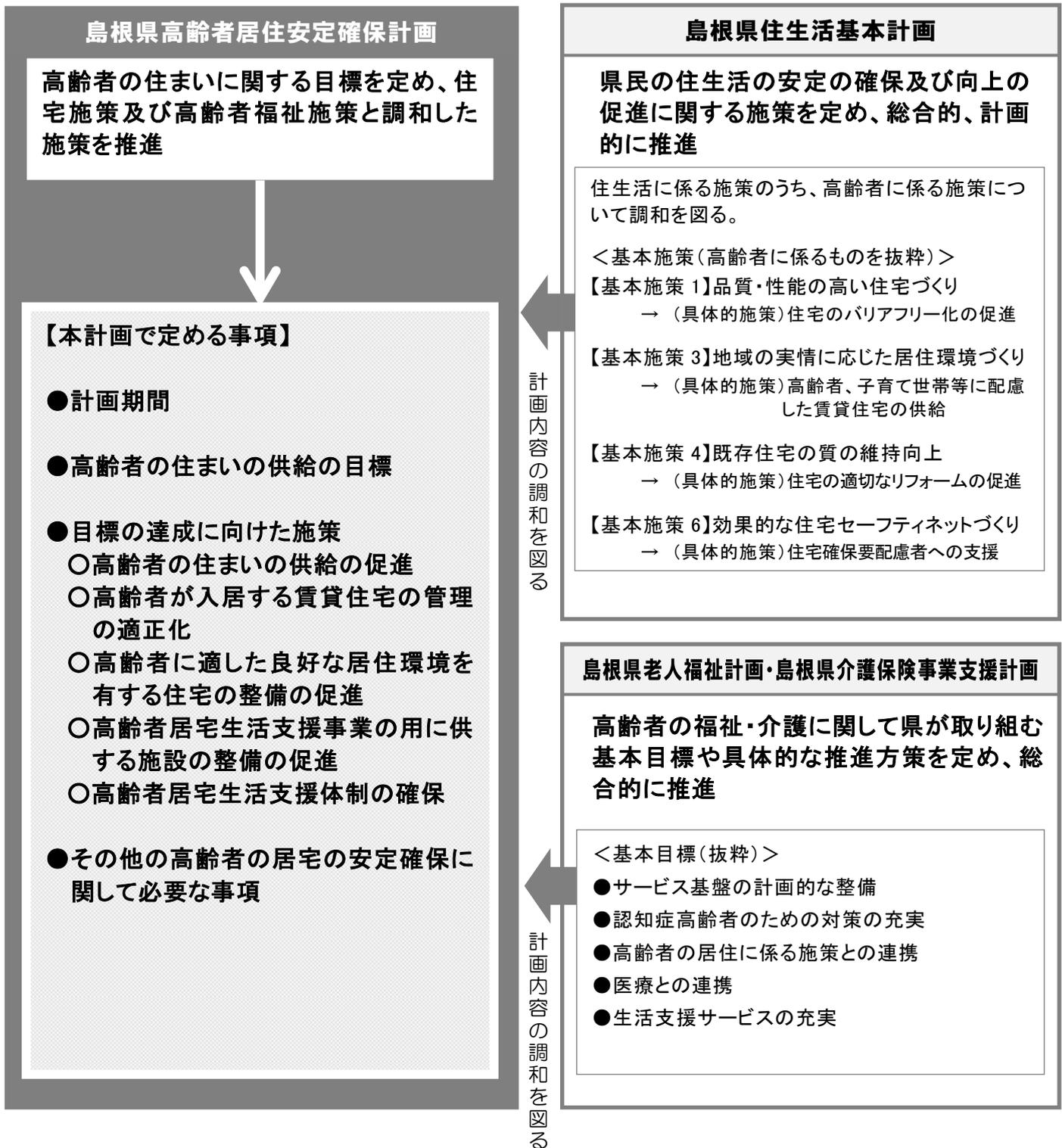
### 【高齢者居住安定確保計画の位置付け】



### 3 計画で定める事項

この計画では、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者住まい法」という。）第4条第2項に基づき、「第2次島根県住生活基本計画（島根県住宅マスタープラン）」、「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」との調和を図り、下記の事項について定めます。

#### 【計画で定める事項と関連計画との調和】



## 4 計画期間

平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年とします。

ただし、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標については、老人ホームの利用見込者数、その他の老人福祉事業の量、及び介護給付等のサービス量の見込みを定める「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」と整合を図るため、平成 27 年度に見直しを行います。

### 【計画期間】

H24	H25	H26	H27 (見直し) <sup>※1</sup>	H28	H29	H30 (策定)	H31	H32
<b>島根県高齢者居住安定確保計画</b> 【計画期間：平成24年度～平成29年度】						(次期)高齢者居住安定 確保計画		

H24 (策定) <sup>※2</sup>	H25	H26	H27 (策定) <sup>※2</sup>	H28	H29	H30 (策定) <sup>※2</sup>	H31	H32
第5期島根県老人福祉計画・ 島根県介護保険事業支援計画 【平成24年度～平成26年度】			第6期島根県老人福祉計画・ 島根県介護保険事業支援計画 (予定)			第7期島根県老人福祉計画・ 島根県介護保険事業支援計画 (予定)		

H23 (策定)	H24	H25	H26	H27	H28 (見直し) <sup>※3</sup>	H29	H30	H31	H32
第2次島根県住生活基本計画(島根県住宅マスタープラン) 【計画期間：平成23年度～平成32年度】									

※1 島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の策定に合わせ、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の見直しを行います。

※2 島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画は 3 年を一期として計画期間を設定しています。

※3 島根県住生活基本計画は、社会・経済情勢の変化や施策実施状況等を踏まえ、概ね 5 年毎に見直しを行います。